

Title	〔商法六五九〕少数株主を締め出すこととなる株式併合決議について決議方法が著しく不公正なときに当たるとして株主総会決議取消しが認められた事例 (東京高判令和五年九月二八日)
Sub Title	
Author	杉田, 貴洋(Sugita, Takahiro) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法學研究会
Publication year	2025
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.98, No.7 (2025. 7) ,p.57- 64
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20250728-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 六五九〕

少数株主を締め出すこととなる株式併合決議について
決議方法が著しく不公正なときに当たるとして株主総
会決議取消しが認められた事例

東京高判令和五年九月二八日
令和四年（ネ）第五九九八号株主総会決議取消請求控訴事件・令和
五年（ネ）第八八七号同附帯控訴事件（上告受理申立て後、最決令
和六年三月二七日により上告棄却・上告不受理）
判例タイムズ一五二三号一二三頁、金融・商事判例一七〇二号三六
頁

〔判示事項〕

五〇パーセントの株式を有する株主であつて代表取締役である者が、他の株主を排除する目的で、当初から意図的に、決議の方法が法令・定款に違反する定款変更決議を行い、その取消しの訴えの提訴期間の経過によって自己が単独で株式併合決議を行うことが可能な状況を作出した上で、その約一か月後に株式併合決議を行い、他の株主が株主総

会に出席しない可能性が高いことおよび決議後にその内容の確認を求められる可能性が低いことを利用して、その者が単独で行った株式併合決議は、その経緯等に照らせば、決議の方法が著しく不公正なものであり、会社法八三一条一項一号の決議取消事由があると認められる。

〔参照条文〕

会社法八三一条一項一号

〔事 実〕

Y株式会社（被告、控訴人兼附帯被控訴人。以下、「Y社」）は、飲食店業等を目的とする公開会社でない株式会社であって、取締役会を設置しない会社である。平成一九年のY社設立に際して、X（原告、被控訴人兼附帯控訴人）とAが、各三〇〇万円を出資し株式を五〇%ずつ有することとし、Aが代表取締役としてY社の経営を担うこととなった。その後、平成二〇年頃までにX（その住所は香港）が持株の一部を譲渡し、Y社の株主構成は、A五〇%、X三八%、B一〇%、C二%となっており、後述の令和元年総会および令和二年総会の各基準日においても同じ構成であった。平成二九年頃、それまで協力して経営に当たっていたXとAの関係が悪化した。両者の関係が悪化する以前から、Y社においては、議題の記載されていない招集通知が株主総会の開催日の直前にXらに送付されており、Xらが株主総会に出席したことはなく、株主総会後に決議内容がXらに通知されたこともなかったが、Xらが株主総会後に決議内容の確認をY社に対して求めたことはなかつ

た。

Y社の設立時定款には、公告方法を官報に掲載する方法とする旨（四条）、株主総会を招集するには、株主総会の日の三日前までに、議決権を行使することができる株主に對して招集通知を発するものとする旨（二五条一項）、株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨（二七条一項）、会社法三〇九条二項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行う旨（一七条二項）が定められていた。

Y社は、令和元年一二月二〇日に臨時株主総会（以下、「令和元年総会」）を開催することとし、同日午前一〇時からY社の本店会議室において株主総会（令和元年総会）を開催する旨を記載した招集通知を、令和元年一二月一六日午後七時頃、東京都内から発した。同通知に係る書面（以下、「令和元年総会招集通知」）には、議題および議案に関する記載はなかった。令和元年総会において審議された三つの議案が、唯一の出席株主であるAの賛成により可決さ

れた。このうち、第二号議案は、設立時の定款一七条一項および二項と同一の文言である当時の定款一八条一項および二項の定足数に係る部分をいずれも「過半数」から「三分の二以上」に変更するものであった（以下、第二号議案に係る決議を「本件定款変更決議」、その他の議案に係る決議と併せて、「本件各決議」。Y社は、令和元年総会の後、Xらに対し、本件各決議が行われたことを通知しなかった。

Y社は、令和二年四月二八日に臨時株主総会（以下、「令和二年総会」）を開催することとし、同日（火曜日）午前九時からY社の本店会議室において株主総会を開催する旨を記載した招集通知を、令和二年四月二四日（金曜日）午後三時頃、東京都内から発した。同通知に係る書面（以下、「令和二年総会招集通知」）には、議題および議案に関する記載はなかった。令和二年総会において審議された株式の併合に関する議案（効力発生日を令和二年五月二九日、同日における発行可能株式総数を一〇〇株として、普通株式三〇万株を一株にする割合の株式の併合を行うもの）が、唯一の出席株主であるAの賛成により可決された（以下、「本件株式併合決議」）。

Y社は、令和二年五月八日、本件株式併合決議について、

会社法一八〇条二項各号に掲げる事項を官報に掲載する方法（以下、この方法による公告を「官報公告」）により公告したが、令和二年総会の後、Xらに対し、本件株式併合決議がされたことを通知（同法一八一条一項所定の通知を含む）しなかった。

令和二年五月二九日、本件株式併合決議に係る株式併合（以下、「本件株式併合」）の効力が発生し、その結果、AがY社の唯一の株主となった。本件株式併合に伴う変更登記が、同年六月二四日頃、完了した。Y社は、同年七月一七日、本件株式併合に伴い生じた端数相当株式の任意売却について、裁判所の許可を得た上で、同月二二日頃、Xらに対し、同許可に基づく任意売却に係る代金の交付先の連絡を求める書面（以下、「本件書面」）を送付した。

令和二年七月二七日、Xは、令和二年総会における本件株式併合決議の取消しを求める訴訟を提起した。その後、令和元年総会における本件定款変更決議の不存在確認または取消しを求める訴え、および令和二年総会における本件株式併合決議の不存在確認を求める訴えなどを追加した。

原判決（東京地判令和四年一月二八日・金融・商事判例一七〇二号四五頁）が、令和二年総会における本件株式併合決議の取消しを認めたことから、Y社が控訴した。

〔判旨〕

Y社の控訴棄却

令和元年総会の本件定款変更決議については、決議取消しのための提訴期間を経過しているとして取消しを認めなかったが、令和二年総会の本件株式併合決議について、以下のように述べて、決議取消しを認めた。

①「Y社の代表取締役であるAは、合計で50パーセントの株式を有する株主であったXらをY社から排除する目的で、当初から意図的に決議の方法が法令・定款に違反する本件定款変更決議を行い、その取消しの訴えの提訴期間の経過によって自己が単独で本件株式併合決議を行うことが可能な状況を作出した上で、その約1か月後に本件株式併合決議を行ったことが認められるとともに、Y社における従前の株主総会の運用状況等を踏まえ、これと同様の方法で招集通知を発すればXらが株主総会に出席しない可能性が高いこと及び決議後にその内容の確認をXらから求められる可能性が低いことを予測した上で、これらを利用して上記の状況を作出するために、Xらが令和元年総会に出席する可能性（ひいてはXらに本件定款変更決議を把握される可能性）を低下させることを意図して、令和元年総会への出席が事実上困難となる開催日の直前に受領させるべく、

議題の記載のない令和元年総会招集通知を発したものと認められる（特に、38パーセントの株式を有するX……については、出席すれば「出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもつて行う」……ことが必要な特別決議を行うことできなくなる可能性があったため、本人の出席のみならず、日本に居住する他の株主への「代理権を証する書面」の送付を要する議決権の代理行使……も事実上困難とすることを意図していたものと認められる。）。

そうすると、本件定款変更決議による変更後の定足数を前提としてAが単独で行った本件株式併合決議は、上記の経緯等に照らせば、決議の方法が著しく不正なものであったといふべきであるから、決議取消事由（会社法831条1項1号）があると認めるのが相当である。」

②「Y社は、本件株式併合決議に係る手続について、決議に至るまでの個々の手続に法的な瑕疵がないことを強調するが、……決議に至る一連の手続の起点となった本件定款変更決議に法的な瑕疵（定足数不足）があったこと、Aがこれを認識しながら意図的に本件定款変更決議を単独で行ったこと及びその取消しの訴えの提訴期間の経過によって自己が単独で本件株式併合決議を行うことが可能な状況を作出するための方策を講じたことは明らかであり、本件株

式併合決議に係る決議の方法の公正さはこのことを踏まえて評価するのが相当であるから、決議に至るまでの個々の手続に法的な瑕疵がないことは、本件株式併合決議に係る決議の方法が著しく不公正なものであったとの上記判断を左右するものではない。」

③「Y社は、本件定款変更決議及び本件株式併合決議がAによって単独で行われたのはXが株主として行使可能な権利を行使しなかった結果であるとも主張するが、Xが株主としての権利を行使しなかったからといって、そのことによってY社が行った著しく不公正な決議の方法が公正なものとなるわけではない上、……本件では、むしろ、Y社の代表取締役であるAが、従前のY社における株主総会の運用状況等を踏まえつつ、これらを利用してXらが株主としての権利（株主総会への出席権等）を行使しないような状況を意図的に作出したとみるべきであるから、Xが株主としての権利を行使しなかったことも、本件株式併合決議に係る決議の方法が著しく不公正なものであったとの上記判断を左右するものではない。」

〔研究〕

一 本判決は、取締役会を設置しない株式会社（非取締役

会設置会社）で、創業当初からの株主が対立し、経営を担当していた株主が、他方の株主に知られない間に定款変更をすることで、単独で特別決議を成立させうる状況を作出し、そのうえでなされた株式併合のための株主総会決議（会社法一八〇条二項）について、決議に至る「経緯等」に照らして、決議の方法が著しく不公正なものであったとして会社法八三一条一項一号の取消事由があることを認めたものである。判旨②でも指摘されているとおり、本件株式併合決議自体に法的瑕疵はない。株式併合には株主総会特別決議を要し（三〇九条二項四号）、これをAが株主として単独で決議できるようにするには、先に、定足数緩和の定款変更を要する。定款変更もまた特別決議を要し（三〇九条二項一号、四六六条）、A単独では決議できないはずであるところ、判旨は、Aが、「意図的に」（判旨①）決議方法が法令・定款に違反する本件定款変更決議を行い（定足数不足）、その取消しの訴えの提訴期間経過によって、単独で本件株式併合決議を行うことを可能にする状況を作出したとする。また、本件定款変更決議がなされた令和元年総会の招集通知は、開催日の直前に发出されたもので、そこには議題の記載もなかったが、これらのことは法令・定款に違反するものではなかった。それでも、直前の发出

と議題不記載とは、株主総会への本人の出席や議決権代理行使を事実上困難にする意図があったとし、単独で株主総会決議を行うことを可能にする状況を作成するためであったとする。決議方法の不正として株主総会決議取消しを認めた裁判例として注目される。

なお、株主の締出しを招来させる会社行為のための株主総会決議の有効性が問題となった裁判例には、東京地判平成二二年九月六日金融・商事判例一三五二四三頁（全部取得条項付種類株式の取得）、東京地判令和三年一月三日金融・商事判例一六一四号三六頁（株式併合）およびその控訴審東京高判令和三年九月二日金融・商事判例一六三九号一三頁、札幌地判令和三年六月一日金融・商事判例一六二四四二四頁（株式併合）などがあるが、それらにおいては、会社法八三一条一項三号の取消事由該当性が争点とされることが多かった（笠原武朗「閉鎖会社におけるキャッシュ・アウトの効力の否定」岩原紳作先生・山下友信先生・神田秀樹先生古稀記念『商法学の再構築』〔令和五年〕二八九頁も参照）。本件では、この点は問題になっていない。

二 令和元年総会の本件定款変更決議の有効性を確認しておく。同決議は、定款変更決議に要求される定足数を充た

さないままされた決議であった。定足数を欠いてなされた決議が決議取消事由に該当することは、判例（最判昭和三年三月一五日集民四〇号三六七頁）・通説（岩原紳作編『会社法コンメンタール19』〔令和三年〕二六一頁〔岩原〕とも一致している。ただ、本件では、すでに同決議についての提訴期間を経過していることから、令和二年総会開催時点で定足数緩和の定款変更は有効になされたものと扱われ、令和二年総会の本件株式併合決議については、A単独の決議で定足数についての法令・定款違反はないことになる。

本件株式併合決議に至るまでの個々の手続に法的瑕疵はないのに、結論として、決議の方法が著しく不正であった取消事由に該当するとしたのは、判旨が繰り返し指摘するように、Aが、Xの排除を実現するため、「株式併合に関する特別決議を単独で行うこと及びこれを可能とするためにその前段階として株主総会の定足数を緩和する定款変更を行うことを計画し」（判旨に引用していない箇所）、定足数不足という法令・定款違反に当たる瑕疵があることを認識しながら本件定款変更決議を単独で行い、当該決議について提訴期間経過により、本件株式併合決議を単独で行うことが可能な状況を作成するための方策を講じていたと

いった「経緯等」があるからである。X排除に向けて、法令・定款違反も厭わないAの姿勢は、不公正性の認定に大きく作用したことが推察される。

三 判旨①は、招集通知の発出が開催日の直前であったこと、および議題の記載がなかったことを、不公正性の認定においてY社に不利な事情として挙げている。しかし、この点は賛否が分かれよう。会社法一九九条一項は、非取締役会設置会社の招集通知発信期限について、定款で定めれば一週間を下回る期間とすることも認めている。Y社もそうした定款規定を置いていたのであり、本件は、定款で許容される期限までに発出したものである。また、非取締役会設置会社では、同条四項の反対解釈から、原則として議題通知を要しない。東京地判昭和三五年四月二五日下午民集一一巻四号九一四頁は、当時の有限会社で、議題通知を欠く社員総会決議の取消事由該当性について、「社員相互間の非公衆的閉鎖的性質からして、株式会社のそれに関する規定にみられる様な会議の目的たる事項の記載が強制されていない。従つて、……目的たる事項を示さずして総会を招集し、総会において議題を提出して決議することができると解する」としていた。また、会社法立案担当者も、非取締役会設置会社では株主総会の権限に制限がなく（二

九五条一項）、予め通知していた事項以外の事項を決議することも妨げられないこと（三〇九条五項参照）から、事前の通知を義務づけることに「それほど意味があるわけではないため」（相澤哲Ⅱ細川充「株主総会等」相澤編著『立案担当者による新・会社法の解説』（平成一八年）七九頁）と説明していた（会社法制定前の議論について、鈴木千佳子「取締役会設置会社以外の株式会社に関する株主総会の法規制」法学研究八二巻一二号〔平成二一年〕一六二頁参照）。こうした会社でも、招集通知について、より厳格な定款の定めを置くこともできるし、少なくとも創業当初のXには、そうした提案をすることも可能な立場にあつたはずである（江頭憲治郎『株式会社法第九版』（令和六年）五四頁は、一般論であるが、「閉鎖型のタイプの会社の株主になろうとする者は、社内に対立が生じても自己の経営参加が確保される、あるいは持株等の価値が保障されるための実務的工夫……をこらす必要がある」「会社法は、その工夫をするための定款自治を相当程度認めているはず」と指摘される）。Xは、少数株主として孤立してしまつたわけでもない。

また、判旨③で、不公正性の認定において、Xの株主権不行使を同人に不利な事情とはしない旨を説示している

(判旨に引用していない箇所では、Xらの株主総会不出席や、Xらが株主総会決議の確認をY社に求めることもなかったことを、Aが「奇貨として」との表現もみられる)が、この点も評価は分かれよう。株主総会の権限に制限のない非取締役会設置会社(会社法二九五条一項)の株主は自ら注意すべきであるし、とりわけ、Aとの対立後の株主権不行使は、あまりにも危険で不用意であったということもできる。

〔付記〕 脱稿後、三宅新「判批」令和六年度重要判例解説・ジュリスト一六一〇号(令和七年)七四頁に接した。

杉田 貴洋